平成２１年（フ）第２０８３号
札幌市南区川沿６条３丁目６番７号
債務者　富樫　桂子（旧姓石橋）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１１４号
北海道北広島市西の里東３丁目７番地２　塩井マンション202号
債務者　青木　弘子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１１７号
札幌市中央区南23条西15丁目１番３―110号
債務者　小林　愛里
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１２６号
札幌市白石区本郷通６丁目北３番30号　３．ミカエルマンション５号
債務者　鳴海真樹子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１３２号
札幌市豊平区平岸３条８丁目１番４―227号
債務者　高野ふさ子（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２４４号
札幌市北区北32条西２丁目３番５号　シティシャトー213号
債務者　河森　惠孔
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３１４号
札幌市豊平区平岸３条６丁目５番23号　小泉マンション405号
債務者　芳賀　憲二
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４号
北海道檜山郡上ノ国町字大留180番地の12
債務者　高橋　優子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２１年（フ）第１３号
北海道名寄市西１条南３丁目20番地
債務者　須戸　信江
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２１年（フ）第９３号
岩手県一関市田村町４番７号、前住所岩手県一関市山目字才天215番地５
債務者　佐藤　圭子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第６７号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字松堂263番地２
債務者　菊地　茂孝
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第７８号
岩手県奥州市水沢区西上野町４番15号
債務者　五嶋　由衣
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第７９号
秋田県秋田市飯島字堀川12番地４ジュネス104
債務者　五嶋　　潤
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第１５７号
群馬県高崎市吉井町長根1337番地19
債務者　原田　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２６９号
群馬県高崎市十文字町438番地12
債務者　神戸　輝雄
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２９４号
埼玉県比企郡嵐山町大字平澤69番地１
債務者　原田　久穂
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第９５号
千葉県山武市津辺351番地２
債務者　伊庭　和良
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第９６号
千葉県山武市津辺351番地２
債務者　伊庭南海子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係